

佐賀さいこう表彰（がん対策部門）実施要領

（趣旨）

第1条 佐賀県のがんによる死亡率が全国と比較して高い水準で推移している。一方、がん医療の進歩と共に、がんは「長くつきあう病気」に変化しつつある。このような現状を踏まえ、がんの予防、早期発見・早期治療の推進、仕事と治療の両立をはじめとする患者やその家族への支援等に功績のあった者を表彰することで、広く県民に周知し、社会全体でがん対策の推進を図ることを目的とする。

（表彰の対象者）

第2条 表彰される者（以下「被表彰者」という）は次に該当するもので知事が認めたものとする。

- （1） がん対策に関する取組を過去1年以上継続して実施しており、今後も取組を継続することができること。
- （2） 企業、団体にあつては佐賀県内に事業所、支社等を有すること。
- （3） 個人にあつては佐賀県内に住所を有すること。

（対象者の選定基準）

第3条 前条に規定する被表彰者は、県や国の施策と合致する取組を行っているものの中から、下記（1）～（3）項を総合的に勘案し選定する。

- （1） 関係者または県民に貢献する取組か
- （2） 他者の模範となって広がりが見込める取組か
- （3） 継続した取り組みであり、今後も継続していける取組か

（表彰時期）

第4条 表彰は、年1回行うことができることとし、その期日は毎年定める。

（表彰の公表）

第5条 被表彰者の取組は、佐賀県ホームページ等を通じて広く公表する。

（表彰の取り消し）

第6条 被表彰者が、次に掲げる者であることが判明したときは、知事は表彰を取り消すことができる。ただし、（2）については、表彰時までの行為に限る。

- （1） 佐賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等であること
- （2） 法に基づく行政処分を受けるなど、制度の趣旨を逸脱するような社会的不正行為を行っていること

（その他）

第7条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月9日から施行する。